

京都市告示第106号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年6月13日付けで認可した桜坂自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成19年5月2日付けで認可した四ッ谷茅町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成20年4月3日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成24年6月4日付けで認可した大原勝林院町町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年4月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 664-8	京都市左京区岩倉長谷町 722-6
四ッ谷茅町町内会	京都市伏見区向島中島町 34番地	京都市伏見区向島津田町 113番地2
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目町 28-20	京都市北区上賀茂馬ノ目町 41-34

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
桜坂自治会	田中 隆三	田澤 裕
四ッ谷茅町町内会	山田 尚男	徳山 忠雄
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	古瀬 信正	池上 琢磨
大原勝林院町町内会	更谷 暎二	飛田 義和

3 代表者の住所

	変更前	変更後
桜坂自治会	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 4 - 8	京都市左京区岩倉長谷町 7 2 2 - 6
四ッ谷茅町町内会	京都市伏見区向島中島町 3 4 番地	京都市伏見区向島津田町 1 1 3 番地 2
地縁による団体馬 ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目 町 2 8 - 2 0	京都市北区上賀茂馬ノ目 町 4 1 - 3 4
大原勝林院町町内 会	京都市左京区大原来迎院 町 3 9 9 番地の 3	京都市左京区大原勝林院 町 1 7 8 - 1

(文化市民局地域自治推進室)